三丁目まで、城北本町、白国一丁目から五丁目まで、新在家本町二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、田寺東四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西中島（次の図面に示す部分に限る。）、野里（次の図面に示す部分に限る。）、野里上野町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、広峰一丁目及び二丁目、広嶺山（次の図面に示す部分に限る。）、峰南町、増位本町一丁目及び二丁目、八代緑ケ丘町並びに八代宮前町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十　陸上自衛隊和歌山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
和歌山県日高郡美浜町	和田千百三十八番地		
和歌山県日高郡美浜町	大字和田（次の図面に示す部分に限る。）		
和歌山県日高郡美浜町	大字和田（次の図面に示す部分に限る。）		
和歌山県日高郡日高町	大字小池（次の図面に示す部分に限る。）		
		一　北緯三十三度五十三分十七秒、東経百三十五度八分一秒の点 二　北緯三十三度五十三分二秒、東経百三十五度七分四十七秒の点 三　北緯三十三度五十三分六秒、東経百三十五度七分〇秒の点 四　北緯三十三度五十三分三十五秒、東経百三十五度六分四十一秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百十一　陸上自衛隊米子駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
鳥取県米子市	両三柳二千六百三番地		
鳥取県米子市	両三柳（次の図面に示す部分に限る。）		
		一　北緯三十五度二十八分五秒、東経百三十三度十九分七秒の点 二　北緯三十五度二十八分七秒、東経百三十三度十九分十六秒の点 三　北緯三十五度二十八分七秒、東経百三十三度十九分三十五秒の点 四　北緯三十五度二十七分五十五秒、東経百三十三度二十分十七秒の点 五　北緯三十五度二十七分四十七秒、東経百三十三度二十分二十八秒の点 六　北緯三十五度二十七分四十七秒、東経百三十三度二十分三十秒の点 七　北緯三十五度二十七分四十四秒、東経百三十三度二十分三十一秒の点 鳥取県米子市上後藤三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三本松四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新開四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西福原六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目、米原五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び九丁目並びに両三柳（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。